

軍駐留経費負担特別協定につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本協定は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、我が国が在日米軍の維持に伴う経費を負担し、在日米軍の効果的な活動を確保するため、日米間の駐留経費負担の原則を定めた日米地位協定第二十四条についての新たな特別の措置を講じようとするものであります。

平成二十年に締結された特別協定が本年三月三十日まで効力を有することとなっていたため、政府は米国政府と交渉を行い、最終合意に達しましたので、平成二十三年一月二十一日、東京において本協定の署名が行われました。

本協定の主な内容は、

我が国は、平成二十三年から平成二十七年の会計年度において、在日米軍等のために働く労働者の給与の支払いに要する経費及び在日米軍等が調達する光熱水料の支払いに要する経費を負担すること、我が国は、日本側の要請に基づいて、在日米軍の訓練が他の日本国内の訓練場または米国の施政のもとにある訓練場に移転された場合には、移転に伴い必要となる追加的経費を負担すること、米国は、これらの経費の節約に一層努めること等であります。

なお、本協定は、平成二十八年三月三十一日ま

で効力を有することとなつております。

本件は、去る三月二十二日に外務委員会に付託され、翌二十三日松本外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、昨日、質疑を行うとするものであります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君） 討論の通告があります。順次これを許します。笠井亮君。

〔笠井亮君登壇〕

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、在日米軍駐留経費負担特別協定に反対の討論を行います。（拍手）

討論に入る前に、このたび三月十一日に発生し

ました東日本大震災の犠牲となられた方々に対し

謹んで哀悼の意を表すとともに、被災者の皆さ

んに心からのお見舞いを申し上げます。

戦後未曾有の大震災に直面し、今、何よりも優

先して、被災者の救援と復旧復興に國の総力を擧

げて取り組まなければなりません。そのためには

莫大な経費が必要となることは必至であります。

そうしたときに、今後五年間にわたって総額一

兆円もの在日米軍駐留経費を日本が負担すること、到底認められません。

日米地位協定第二十四条は、「合衆国軍隊を維

持することに伴うすべての経費は、「日本国に負担をかけないで合衆国が負担する」、このことを原則に定めています。駐留軍労働者の基本給や諸

手当、光熱水料、米軍の訓練移転費などの経費は、本来アメリカが負担すべきものであり、日本が負担する義務はありません。にもかかわらず、特別協定は、一九八七年、アメリカが、当時の急激な円高を口実に、駐留軍労働者の労務費等の負担増を求め、日本政府がその圧力に屈して締結されたものであります。

当時、政府は、暫定的、特例的、限定的な措置で五年間に限ったものであり、いわゆる思いやりを際限なく広げるという趣旨ではないと説明して

いました。ところが、その後、二〇一〇年まで二十三年間、合計六回の改定を繰り返し、負担項目と負担額を次々に増大させ、労務費の本体である

基本給の負担を初め光熱水料や訓練移転費の負担にまで拡大してきました。日米地位協定第二十四条の原則に反して、いわば別建ての恒常的制度と

して固定化してきたことが問題なのであります。

そればかりか、今回の特別協定は、現行協定よ

りさらに日本側負担を増大させるものとなつてい

ます。

一つは、特別協定の期限を、過去二回の改定で

二年間、三年間としていたものを、五年間とし、

総額一兆円にしたことです。

さらに、労務費及び光熱水料の一部を削減する

と言いながら、その削減分は米軍住宅への環境対策費に充当することにし、提供施設整備費は増額

になり、全体の水準はこれまでの一千八百八十一億円で、全く削減になつていいのであります。

また、米軍再編に係る訓練移転の拡充と称し、米軍の訓練移転先を、従来の日本国内から、

米国の施政のもとにある領域にまで広げました。

地理的には無限定で、該当する航空機、訓練回数の限定期もなく、負担割合についても何ら明記され

ていません。

なぜ、米軍が米国内で訓練する費用まで日本が負担しなければならないのか、全く納得できませ

ん。

アメリカは、昨年二月に発表したQDRと、こ

とし二月に発表した国家軍事戦略の中で、自國の

軍事費削減に関連して、削減措置は我々の集団安

全保障へのパートナー国の貢献に影響を及ぼす可

能性があるとして、同盟・友好国の連携強化を強

調しています。

特別協定の締結は、こうしたアメリカ自身の軍

事費削減を日本の国民の血税で穴埋めするもので

あり、断固反対であります。このような負担をホ

スト・ネーション・サポートの名で合理化する」とは断じて許されません。

思いやるべきは、米軍ではありません。今、未

曾有の大震災で苦難にあえいでいる被災者、国民

の支援に、総力を挙げて復旧復興に取り組むべき

であり、米軍思いやりの本特別協定はきつぱりや
めるべきであります。

以上、反対討論とします。（拍手）

○議長（横路孝弘君） 小野寺五典君。

〔小野寺五典君登壇〕

○小野寺五典君 自由民主党の小野寺五典です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表し、在日
米軍駐留経費負担に係る新たな特別協定の締結につ
きまして、賛成の立場から討論を行います。

（拍手）
討論に先立ち、三月十一日に発生しました、言
語を絶する悲惨な被害をもたらした、原発災害も
引き起こしました今回の東日本巨大地震及び津波
の被災者の皆様に対し、心からのお見舞いを申し
上げます。また、亡くなられた皆様の御冥福をお
祈り申し上げます。

今なお、被災地では、寒さ厳しい現地、ここに
おいて、昼夜を分かたず、危険を顧みず、復興・
救援活動に、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、
関係自治体、ボランティアの方々並びに米国を初
めとする国際社会、多くの皆様に支援をしていた
だいています。心から感謝の念をあらわしたい、
そう思つております。

この場をおかりしまして、被災者の一人として
申し上げます。

震災後、はや三週間が経過しました。被災地の
惨状は、いまだ慘憺たる状況です。現地の多く

では、今なお、電気、水道、ガスなど、ライフラ
インがとまつたままでです。支援物資もいまだ不
足、さらに、避難所以外の住民へは物資の補給も
ままなりません。悲痛な声が聞かれております。

さらに追いかけるのが失業です。津波発
生二日目から、現地の企業では職員の解雇が相次
ぎました。今回の地震と津波で、家族を失い、家
を失い、そして仕事をも失った被災者が多数おり
ます。私も、被災者の心が折れないために、雇用
保険の休業制度や雇用調整助成金の活用が急務と
思い、避難所を回り、制度の周知に奔走しており
ます。

ところが、被災地である南三陸町の友人から、
こんな連絡がありました。

問い合わせた役所の担当者からは、あなたの会
社は七百名を超すスタッフがおります、そのため
には二千枚以上の書類が必要です、また、対象と
なる七百人本人がハローワークに出向く必要があ
ります、ただ、現地のハローワークは流されてお
れました。どうぞ、仙台に行つてください、このように言わ
れたそうです。

被災地で思うのは、政治がもつと前面に立つ
て、一刻も早く被災者が人間らしい生活が送れる
よう、その道筋とその先にある希望を示すことだ
と思つています。しかし、残念ながら、被災地で
は政治の姿が見えません。

総理には、命がけ、決死の覚悟と話されるだけ
ではなく、総理にしかできない行動で示していた
だきたいと存じます。

また、福島原発事故も、被災地復興には重大な
問題です。

今回被災した沿岸地域は、世界有数の三陸漁場
に面しています。巨大津波がいかに港を破壊して
も、海があれば、魚があれば、必ず地域は復興し
ます。ですが、もしこの海域に放射能汚染が広が
れば、本当の意味で地域が崩壊してしまいます。

史上最大の被害に見舞われ、家も家族も車も失
い、電気もない避難所に暮らす被災者に対して、信
頼関係が大きく損なわれている事態となりまし
た。日米同盟の深化のためのプロセスは事实上暗
礁に乗り上げ、菅総理の訪米すら時期が見えない
状況にあります。

民主党政権の成立以降、日米関係は、普天間基
地移転問題を初めとする外交上の迷走により、信
頼関係が大きく損なわれている事態となりまし
た。日米同盟の深化のためのプロセスは事实上暗
礁に乗り上げ、菅総理の訪米すら時期が見えない
状況にあります。

このよう中で我が国は未曾有の震災を受けた
わけであります。オバマ大統領は、早々に、我
が国に対して、いかなる支援も惜しまないと表明
しています。

行方不明の奥様と長男を捜すために遺体安置所
を回つていた被災者から、こんな声を聞きました
た。

車が流されたので、遺体安置所を回るため、車
を買いに中古車屋に行きました。ですが、住民
票、印鑑証明、それと車庫証明がないと売れない
と断られました。役場も警察もなくなつたのに、
どうやつてこの書類が用意できるんですか。

この方は、仕方なく、何日もかけて、歩いて遺
体安置所を回つて、奥様と長男を捜しております。
た。

被災地で思うのは、政治がもつと前面に立つ
て、一刻も早く被災者が人間らしい生活が送れる
よう、その道筋とその先にある希望を示すことだ
と思つています。しかし、残念ながら、被災地で
は政治の姿が見えません。

特に、同盟国たる米国は、人道支援・災害救助
活動をトモダチ作戦と命名し、空母ロナルド・
レーガンを初めてとする多数の艦船、輸送機、ヘリ
コプター等の航空機を開展するなど、約二万名を
投入して、水、食料、医薬品等の物資の輸送、搜
索・救援活動をしていただいております。福島原
発事故の放射能被曝の危険性を冒して同盟国に対
して救援活動を続ける米国に対しては、被災地選
出の議員の一人として、まことに感謝を覚えてお
ります。

総理には、命がけ、決死の覚悟と話されるだけ
ではなく、総理にしかできない行動で示していた
だきたいと存じます。

民主党政権の成立以降、日米関係は、普天間基
地移転問題を初めとする外交上の迷走により、信
頼関係が大きく損なわれている事態となりまし
た。日米同盟の深化のためのプロセスは事实上暗
礁に乗り上げ、菅総理の訪米すら時期が見えない
状況にあります。

このよう中で我が国は未曾有の震災を受けた
わけであります。オバマ大統領は、早々に、我
が国に対して、いかなる支援も惜しまないと表明
しています。

史上最大の被害に見舞われ、家も家族も車も失
い、電気もない避難所に暮らす被災者に対して、信
頼関係が大きく損なわれている事態となりまし
た。日米同盟の深化のためのプロセスは事实上暗
礁に乗り上げ、菅総理の訪米すら時期が見えない
状況にあります。

このよう中で我が国は未曾有の震災を受けた
わけであります。オバマ大統領は、早々に、我
が国に対して、いかなる支援も惜しまないと表明
しています。

被災地では、今なお、さまざま問題に直面し
ております。

ます。政府には、強いリーダーシップでこの福島
原発問題に対処していただきたいと存じます。
さて、今回の在日米軍駐留経費負担に関する新
たな特別協定ですが、この協定は日米安全保障関
係の根幹をなすものです。

今回の震災に対して、我が国は、百六百余りの
国や国際機関から支援の申し出をいたしております。
た。

特に、同盟国たる米国は、人道支援・災害救助
活動をトモダチ作戦と命名し、空母ロナルド・
レーガンを初めてとする多数の艦船、輸送機、ヘリ
コプター等の航空機を開展するなど、約二万名を
投入して、水、食料、医薬品等の物資の輸送、搜
索・救援活動をしていただいております。福島原
発事故の放射能被曝の危険性を冒して同盟国に対
して救援活動を続ける米国に対しては、被災地選
出の議員の一人として、まことに感謝を覚えてお
ります。

総理には、命がけ、決死の覚悟と話されるだけ
ではなく、総理にしかできない行動で示していた
だきたいと存じます。

民主党政権の成立以降、日米関係は、普天間基
地移転問題を初めとする外交上の迷走により、信
頼関係が大きく損なわれている事態となりまし
た。日米同盟の深化のためのプロセスは事实上暗
礁に乗り上げ、菅総理の訪米すら時期が見えない
状況にあります。

このよう中で我が国は未曾有の震災を受けた
わけであります。オバマ大統領は、早々に、我
が国に対して、いかなる支援も惜しまないと表明
しています。

史上最大の被害に見舞われ、家も家族も車も失
い、電気もない避難所に暮らす被災者に対して、信
頼関係が大きく損なわれている事態となりまし
た。日米同盟の深化のためのプロセスは事实上暗
礁に乗り上げ、菅総理の訪米すら時期が見えない
状況にあります。

このよう中で我が国は未曾有の震災を受けた
わけであります。オバマ大統領は、早々に、我
が国に対して、いかなる支援も惜しまないと表明
しています。

史上最大の被害に見舞われ、家も家族も車も失
い、電気もない避難所に暮らす被災者に対して、信
頼関係が大きく損なわれている事態となりまし
た。日米同盟の深化のためのプロセスは事实上暗
礁に乗り上げ、菅総理の訪米すら時期が見えない
状況にあります。

このよう中で我が国は未曾有の震災を受けた
わけであります。オバマ大統領は、早々に、我
が国に対して、いかなる支援も惜しまないと表明
しています。

史上最大の被害に見舞われ、家も家族も車も失
い、電気もない避難所に暮らす被災者に対して、信
頼関係が大きく損なわれている事態となりまし
た。日米同盟の深化のためのプロセスは事实上暗
礁に乗り上げ、菅総理の訪米すら時期が見えない
状況にあります。

このよう中で我が国は未曾有の震災を受けた
わけであります。オバマ大統領は、早々に、我
が国に対して、いかなる支援も惜しまないと表明
しています。

をし、行動で示しました。これは、日米同盟のき

ずなは決して搖るがないとの、米国の強い意思のあらわれであります。

本協定は、在日米軍の効果的な活動を確保するため、在日米軍基地従業員の労務費、光熱水料費、訓練移転費の全部または一部を我が国が負担しようとするものであり、同盟国として果たすべき責務としてのホスト・ネーション・サポートそのものであります。したがつて、本特別協定を締結することは、強固な日米同盟を維持していく上で非常に重要な施策と考えております。

しかし、民主党政権では、本当にこのような認識が共有されているのでしょうか。

今回特別協定を国会へ提出した民主党政権は、前回の特別協定審議の際には野党であります。

当時の国会審議では、サービス系基地従業員の経費負担を対米従属だとやり玉に上げ、政権をとつたら駐留経費負担は卒業するとまで極言されておりました。その他さまざまな理由を挙げて特別協定への締結に反対し、特別協定は約一ヶ月の空白期間を生じることとなりました。このため、光熱水料の立てかえ払いや訓練移転の延期など、在日米軍及び関係機関に多大な迷惑をかけてしまいました。我が国の人々にとって欠くことのできない日米の信頼関係に重大な悪影響を及ぼしました。しかるに民主党政権は、野党時代に列挙した反対理由が何一つ解決していないにもかかわらず、

わずか三年前にみずからが反対した特別協定と実質的に同じ内容の協定を、今回、国会へ提出しました。

しかも、この間の変節については、みずからも改め改善されたとおっしゃり、提供施設整備費の新たな負担増については、国民に対する説明責任を果たしておりません。

本来ならば、我々自民党は、本会議、委員会に

おいて、これらの問題を徹底的かつ時間をかけて議論し、民主党政権の矛盾を国民の前で明らかにしなければなりません。しかし、今回の未曾有の大震災を受け、その対策を何よりも重視する立場から、大局的な判断をもつて、本特別協定の審議促進を図り、本日の採決に臨むことといたしました。

○服部良一君登壇

○服部良一君　社会民主党の服部良一です。

社会民主党・市民連合を代表して、在日米軍駐

留費負担特別協定、いわゆる想いや予算に反対の討論を行います。(拍手)

冒頭、申し上げます。

ことし一月、沖縄で、米軍属によつてまたも、十九歳の若い命が失われました。米軍側は、退勤中であり、公務中の事故として第一次裁判権を行ってきた日米同盟の円滑な運用に寄与するとの観点に加え、救助活動に取り組む米国活動を支えた。

そのためにも、空白を生じることなく経費負担を継続すべきと判断し、我々自由民主党・無所属の会は、本特別協定に賛成する次第であります。

本特別協定の締結を機に、民主党政権に対しても

本論に入ります。

思いやり予算反対の理由の第一は、本協定が、

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条に

てあります。

最後に、私ども自民党は、長年培つた政権党との経験を生かし、今回の震災復興に万全を期しての経験を生かし、今回の震災復興に万全を期し、被災者の方々が一日も早く安定した生活を送り、本協定に対する賛成討論を終わります。

ありがとうございます。世界じゅうの同盟国が負担する経済をもたらしている、米国は日本で非常に得な取引をしていると言いました。裏を返せば、日本

は、高額の駐留費を支払い、損な取引に甘んじているということでしょうか。

我が党は、三年前、民主党・国民新党・共産党の皆さんと、想いや予算に反対をしました。

我々は、今こそ、対等、平等な日米関係を築くと

いつた政権交代の原点に戻るべきです。

第二は、そもそも想いや予算は、一九七八六年の長きにわたり我が國の平和と安全を維持

してきた日米同盟の円滑な運用に寄与するとの観

点に加え、救助活動に取り組む米国活動を支えた。

母親は、一人の命を奪つておいて、なぜ日

本の裁判で罪に問えないのかと訴えています。日

本人より米軍人軍属の命を守るのか。政府には、

日米地位協定の改定に向けて一日も早くアクション

を起こすことを訴えます。

今は、どうですか。日本は、震災で未曾有の国難にあり、復興のためには二十五兆円とも。加えて、原子力事故の被害はどこまで広がるのか、現段階でははかり知れません。

このような局面に際して、日本政府は、米国政

府に、率直に、想いや予算を払えない、その予

算を被災して苦しんでいる人のために使いたいと

言うべきです。米国も、この日本の国難をわかつ

であります。

米国のほかの同盟国との比較においても我が国の負担は突出し、NATOの総額をはるかに上回っています。世界じゅうの同盟国が負担する経費の総額の半分以上が日本の負担です。

米国務省前日本部長ケビン・メア氏は、日本政府が現在払っている高額の駐留費負担は米国に利益をもたらしている、米国は日本で非常に得な取引をしていると言いました。裏を返せば、日本

は、高額の駐留費を支払い、損な取引に甘んじているということでしょうか。

我が党は、三年前、民主党・国民新党・共産党の皆さんと、想いや予算に反対をしました。

我々は、今こそ、対等、平等な日米関係を築くと

いつた政権交代の原点に戻るべきです。

第二は、そもそも想いや予算は、一九七八六年の長きにわたり我が國の平和と安全を維持

してきた日米同盟の円滑な運用に寄与するとの観

点に加え、救助活動に取り組む米国活動を支えた。

母親は、一人の命を奪つておいて、なぜ日

本の裁判で罪に問えないのかと訴えています。日

本人より米軍人軍属の命を守るのか。政府には、

日米地位協定の改定に向けて一日も早くアクション

を起こすことを訴えます。

今は、どうですか。日本は、震災で未曾有の国難にあり、復興のためには二十五兆円とも。加えて、原子力事故の被害はどこまで広がるのか、現段階でははかり知れません。

このような局面に際して、日本政府は、米国政

府に、率直に、想いや予算を払えない、その予

算を被災して苦しんでいる人のために使いたいと

言うべきです。米国も、この日本の国難をわかつ

ていながら、既得権のことく金を受け取るのでしようか。これで、日本が本当にウイン・ウインの対等、平等な良好な関係と国民が思うでしょうか。日本は、いつまでも米国の顔色ばかりをうかがう卑屈な外交は、やめるべきです。

第三に、今協定は、現行の三年の期限を五年に延ばし、労務費や光熱水料を減額した分を施設費に上積みして金額を固定、海外への訓練移転費をも日本が負担するという、今まで以上に米国にもねる協定であり、以上、断じて認めるわけにはいかないことを申し上げ、討論を終わります。

(拍手)

○議長(横路孝弘君) 赤松正雄君。

(赤松正雄君登壇)

○赤松正雄君 公明党の赤松正雄でございます。

ただいま議題となりました在日米軍駐留経費の日本側負担にまつわる協定、いわゆるホスト・ネーション・サポート協定について、公明党を代表して、賛成の立場から討論をいたします。

(拍手)

討論に先立ち、今回の東北、関東を襲った未曾有の大震災、大津波によって無念にも命を落とされたり今なお行方不明の皆様に、衷心より哀悼の意を表明いたします。ともに、想像を絶する大被害を受けられ、かけがえのない家族を失われた御遺族の皆様や被災者の皆様に、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、今回の協定のポイントは、基地従業員の経費については、日本側が負担する上限労働者数をサービス部門を対象に四百三十人、協定の期間である五年以内に段階的に削減することにしたこど、いま一つは、光熱水料などについても、現在七六%の日本側の負担割合を、段階的に四%削減し、五年後には七二%にするということになりました。この減額分を提供施設整備費に振り向け、全体で総額を維持しようというものです。

この協定の締結をどう見るか、議論すべきテーマは多岐にわたっております。

大きく言えば、戦後六十五年、一九六〇年の日米安保条約締結から半世紀がたちました。いつまでも半占領状態が続いていることを許すのかとの視点からの論点があります。細かく言えば、基地従業員の労務費や光熱水料費の無駄遣いをめぐり、手をかえ品をかえての論難であります。国民党の税金の使われ方に於いてのチエックですから、当然といえば当然であります。しかし、今読み返しますと、例えば、娛樂施設の労働者の給与を削減すべきだとの主張は、そうした職業に従事する人々の差別にさえつながるのではないかと思われるほどの過酷な言い回しもありました。

私どもは、こうした大小取りませてのさまざまな論点の存在を承知した上で、この北東アジアにおける日米同盟の重要性が一段と増していること自覚せざるを得ません。一定の同盟の代償は払うしかないのです。

今にして思えば、政権交代実現のためには手段を選ばない一群の例の一つだったのでしょうか。私たちは、それを民主党の皆さんに率直に認められることが大事だと思います。それであつて初めて

日本がこの国家的危機を乗り越えていくに当たつて、アメリカはともに手を携えていくかけがえのないパートナーであることは、疑い得ない現実なります。

その上で、今回協定締結に当たって思い起されたことは、今も自民党議員からもありましたように、三年前のホスト・ネーション・サポート見直し時における民主党の衆参両院での執拗なまでの批判のあらしであります。

基地従業員の労務費の使われ方や光熱水料費の無駄遣いをめぐり、手をかえ品をかえての論難であります。国民党の税金の使われ方に於いてのチエックですから、当然といえば当然であります。しかし、今読み返しますと、例えば、娯楽施設の労働者の給与を削減すべきだとの主張は、そうした職業に従事する人々の差別にさえつながるのではないかと思われるほどの過酷な言い回しもありました。

民主党政権は、マニフェストに、地位協定の改定を提起するとしてきました。しかしながら、政権交代して一年半、地位協定改定をアメリカ側に申し入れたとのニュースに私たちは接することができないです。結局は、旗を掲げるだけで、具体的な行動は起こしていないのです。ここにもう一つのマニフェスト違反がある、そう言わざるを得ないのであります。野党時代は簡単にできると思つたけれども、現実はやはり難しいということでしょうか。

先日も、辞任される直前の前原外務大臣は、衆議院予算委員会のやりとりの中で、地位協定改定の旗はおろしていないとの答弁をしました。それを聞いたとき、私は、旗は旗でも白旗ではないのか、そう思いました。

安保条約五十周年を超えた現在、大事なことは、日米関係の一層の深化であり、緊密な関係構築だと思います。

〔田中眞紀子君登壇〕

○田中眞紀子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校の第一学年に係る学級編制の標準を改めるとともに、市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しを行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、公立の小学校の第一学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数の標準を四十人から三十五人に引き下げること、

第二に、都道府県教育委員会が定める公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、標準となる学級編制について、市町村立義務教育諸学校の学級編制について、市町村教育委員会から三十五人へ引き下げる事後届け出制とする

などであります。

本案は、三月二十二日本委員会に付託され、翌

二十三日、高木文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、二十五日には参考人

から意見を聴取いたしました。

昨三十日、さらに質疑を行い、質疑終局後、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及

び公明党の三会派共同提出により、市町村教育委員会がその設置する義務教育諸学校の学級編制を行

うに当たつて、当該学校の児童生徒の実態を考慮することを明記すること、平成二十三年東北地方太平洋沖地震において、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

法案が、また、日本共産党より、公立の小中学校の一学級の児童生徒の数の標準を四十人から三十人に順次引き下げること等を内容とする修正案がそれぞれ提出され、各修正案について趣旨の説明を

聴取した後、日本共産党提出の修正案について内閣の意見を聴取いたしました。次いで、討論、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、三会派共同提出の修正案は全会一致、修正部分を除く原案も全会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次

第であります。

今、国会で最優先に議論し、早急に打ち立てるべきは震災復興対策であり、このたび、義務標準法改正案の修正案において、被災した児童生徒への心のケアや学習支援、教育相談、保護者との連携などを目的とする震災復興加配教員の措置を附則に明記したことは、教育復興に対するメッセージを何としても早急に示したいという国会の意思のあらわれであり、今後も復興に向けたあらゆる方策を講じていくことを国民の皆様方にお誓いいたします。

それでは、修正案に賛成するに当たり、これまでの経緯を申し上げておきたいと思います。

まず、政府原案そのものに対しても、我が党は反対であります。その理由は、看過することのできない根本的な問題が政府案に含まれているからです。

第一の理由は、政府案の成り立ちが極めて異常

案を除く政府案に対し、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

まず、このたびの平成二十三年東北地方太平洋沖地震において、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法上の国民の権利義務にかかわるものであつて、国は、地方公共団体とともに、義務教育に係る費用を無償にし、国民の教育を受ける権利を保障する義務を負っています。したがつて、義務教育費国庫負担制度は、憲法上の國の責任であり、自公政権時代はシーリングにかけたことはありません。

民主党政権は、必要な予算が確保できなくなることが明白でありながら、公立高校授業料無償化のために、義務教育費国庫負担金にシーリングをかけました。これについては、高木文部科学大臣も、委員会審議の過程で、苦渋の選択であつたと苦しい胸のうちを吐露しておられます。やはり、認めるわけにはいきません。

二つ目の理由は、三十五人以下学級とする政策的な合理性や必要性がないことです。

シーリングをかけられたために、必要な予算が確保できなくなつたため、文部科学省は、一たん義務教育費国庫負担金を形式的に削減した上で、新たな政策として小学校一、二年生の三十五人学級を打ち出し、必要な義務的経費を含めて、元気

な経緯に基づくからです。

概算要求の段階で、民主党政権は、マニフェスト関連施策である高校授業料無償化などを除き、義務教育費国庫負担金にも例外なく一〇%削減のシーリングをかけました。

な日本復活特別枠で改めて要望しました。これは、憲法上の国民の権利にかかる義務教育費国庫負担金を政策コンテストにかけたという、国の責任を放棄した予算要求であると言わざるを得ません。

このような経緯によつて編成された平成二十三年度予算案について、当然ながら、我が党は反対しました。その予算を執行するための義務標準法改正案についても、正当性を認めるべきではなく、反対すると決定をしました。ただし、憲法上の規定により予算が成立することから、三十五人以下の学級の実現のための教職員の定数増の予算についても、あわせて成立します。

我が党は、同じ教職員四千人をふやすのであれば、これを加配教職員として、学校現場の実情に応じて、少人数指導を充実し、特別支援教育や指導困難児への対応、専科教員配置などに活用できるようすべきと考え、対案を作成しました。その対案をもつて国会審議に臨もうとしていたそのときに、東北地方太平洋沖地震が発生したのです。

震災直後は、政府に被災者救済に全力を尽くしてもらつたために自然休会となりましたが、我が党は、こうしたときこそ国会の議論が必要であると考え、先週には、衆参両院で文部科学委員会、文教科学委員会の開催を求めるとともに、党内では文部科学部会を開催し、震災対策などについて議

論を行いました。

その議論の経過で、冒頭述べた震災復興加配教員の必要性が指摘されました。今般の大震災においては、学校施設としての使用が不能になる建物が発生することなどが見込まれ、また、福島第一原発の影響により、広域的かつ大規模に児童生徒の移動を行わざるを得ないと思われます。さらに、この移動は長期間にわたると考えられます。

このために、児童生徒の受け入れ先となる都道府県においても、学級編制を根本的にやり直す必要が生じます。あわせて、児童生徒に対する心のケアや学習支援なども必要になり、それに応じた多くの教職員を加配で措置する必要があります。もう一つ、教職員の定数そのものについての重要な指摘もいたしました。

少子化によつて児童生徒の数が減少し続けており、教職員の基礎定数も将来的に減少し続けます。だからこそ、政府・民主党は、学級編制を三十五人にして、基礎定数をふやすわけです。一方、昭和四十四年に一千八百名弱で始まつた加配定数は、平成二十二年度予算においては六万五百名強と増加しており、きめ細かい指導などをを行うために教育現場が加配教員を必要としていることは歴然としています。したがつて、教職員の定数のあり方そのものについて、改めて検討する時期に来ていると考えられます。

こうしたことから、我が党は、震災復興加配教

員の措置や、新たに学級編制や定数のあり方について検討すべきことなどを対案の附則に追加して国会審議に臨み、政府・民主党も修正に応じる姿勢を示しました。最終的に、政府案の修正協議において、我が党の考えがすべて取り入れられました。

スタート時点から見直しが必要となつた、小中学校の全学年で三十五人以下学級を実現するための教職員定数改善計画にいまだに拘泥していること、また、学校現場に権限を移譲するのであれば、教職員組合による恣意的な運用がなきよう教育現場の正常化を図るべきですが、それが担保されていらないなど、修正案には、なお問題が残っています。我が党は、教育公務員特例法に国家公務員並みの罰則規定を設けるべきとの改正案を提出していますが、いまだに審議されていません。

しかし、本来は希望に満ちた中で四月の新学期を迎えるべき子供たちが、家族や友人の命が奪われ、ふるさとが破壊された悲しみのふちにあること、みずからも被災者でありながら、教職員の方々が、児童生徒の安否確認や避難所の運営、学校再開に向けた業務に命がけで取り組んでおられたことを考えたとき、我が党は、小異を捨てて大同につき、修正案に賛成した上で、一刻も早く震災復興策の立案に取りかかるべきとの政治決断に至りました。

何としても、子供たちを、そして被災者を救いたいという思いは、この議場にいるすべての議員が共有するところだと思います。今回の危機は、これまでの枠組みにとらわれていては克服できず、我々の英知を結集しなければなりません。今般の修正案作成への取り組みを契機として、各党会派及び政府が一体となつて戦後最大の危機の克服に取り組んでいこうではないかと議員各位にお呼びかけいたしますし、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（横路孝弘君） 池坊保子さん。

〔池坊保子君登壇〕

○池坊保子君 公明党的池坊保子でございます。

討論に先立ちまして、今回の東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方々とその御遺族に対し、深くお悔やみ申し上げますとともに、今後も、私ども国会議員が一丸となつて被災者の救助、支援に全力を尽くしてまいることをお誓いいたします。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました公明党、自民党、民主党提出の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案と

修正部分を除く原案につきまして、賛成の立場から討論いたします。（拍手）

公明党は、教育こそが子供の幸せの原点であるという考え方のもとに、子供の個性、能力、創造性、思いやりの心をはぐくむための施策をこれまで一貫して推進してまいりました。教師が真摯に

子供と向き合い、子供一人一人に対し、きめ細やかな対応をすることができる少人数学級の推進も、その一つでございます。また、より現場に近いところの声、つまり、常に子供と接していく、子供のために何が必要かを一番よくわかっている

人たちの声をしつかり反映させる形で学級編制や教職員配置を行っていくべきということも、常々申し上げてきたところです。

そのような点からしますと、本法律案の内容は、その方向性において、私たち公明党と考え方を同じくするものでありますから、そのすべてを否定するものでは決してございません。しかしながら、本法律案は、三十五人学級の実現は小学校一年生だけにすぎませんし、学級編制に関する市町村教育委員会の自主性を裏づける法的担保も十分でないなど、多くの問題を抱えているものと言わざるを得ません。

ただ、それでも、公明党は、今まで、すべての政策において、堅実かつ誠実に、段階的に目標に向かって歩みを進めてまいりましたので、その観点から、たとえ小さな一步だとしても、公明党が進めてきた教育施策を前進させていくことが非常に重要なことであると考えております。

そこで、公明党としては、次の事項を本法律案に盛り込むべきとして、一貫して主張してまいりました。

一つ目は、東北地方太平洋沖地震により被害を

受けた地域の学校や被災した子供の転学先の学校

において、学習支援や心のケアを行うために、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関する特別の措置を講ずるべきというものでございま

す。

二つ目は、市町村教育委員会の学級編制の自主性を確保するという観点から、市町村教育委員会が学級編制を行うに当たっては、その学校の児童または生徒の実態を考慮することを明らかにする

ことでございます。

また、これとの関連で、学級編制に関する市町村教育委員会の自主性を教職員の定数配分の観点に係る事情等を勘案しなければならないことを明

らかにするとともに、都道府県教育委員会に対

し、この場合に聞くこととされている市町村教育委員会の意見を十分に尊重することを義務づける

ことでございます。

三つ目は、教職員定数に関して加配措置が講じられる場合には、その加配措置に係る数については、学校長やその学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、必要かつ十分なものとなるようにならなければならないということござります。

四つ目は、学校現場からの二一ズが高い加配措

置について、加配措置が講じられる事由を拡大し

て、小学校での専科指導や、障害のある児童または生徒に対する特別の指導等の場合にも加配措置を認めようというものでございます。

五つ目は、本法律案では、小学校一年生以外の学級編制についても順次改定することを検討して措置を講ずると定められているのですが、そのような措置を講ずる場合には、政府は、安定した財源の確保に努めるべきであるということでござい

ます。

この、公明党が一貫して主張してまいりました五つの事項が、すべて修正として盛り込まれたことに對して、私は、関係者の方々に感謝いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

守っていたいことを願い、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

○小宮山泰子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

議院運営委員長提出、平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の減額特例に関する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程

し、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国會議員の歳費の月額の減額特例に関する法律案 (議院運営委員長提出)	平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国會議員の歳費の月額の減額特例に関する法律案 (議院運営委員長提出)
	○議長(横路孝弘君) 平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国會議員の歳費の月額の減額特例に関する法律案を議題といたします。
委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長川端達夫君。	○議長(横路孝弘君) 平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国會議員の歳費の月額の減額特例に関する法律案を議題といたします。
平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国會議員の歳費の月額の減額特例に関する法律案 (本号末尾に掲載)	○議長(横路孝弘君) 採決いたします。 本案を可決するに御異議ありませんか。 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国會議員の歳費の月額の減額特例に関する法律案 (本号末尾に掲載)	○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。 〔賛成者起立〕
日本放送協会経営委員会委員任命につき同意	○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、同意を与えることに決りました。
日本放送協会経営委員会委員任命につき同意	○議長(横路孝弘君) この際、暫時休憩いたしました。
日本放送協会経営委員会委員任命につき同意	午後一時十一分休憩
日本放送協会経営委員会委員任命につき同意	出席國務大臣
日本放送協会経営委員会委員に數土文夫君を、公害健康被害補償不服審査会委員に町田和子さんを任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。	総務大臣 片山 善博君 法務大臣 江田 五月君 外務大臣 松本 剛明君 文部科学大臣 高木 義明君 厚生労働大臣 細川 律夫君

平成二十三年三月三十一日 衆議院会議録第十三号 議長の報告

100

官 報 (号 外)

一、昨三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

村

辞任

補欠

議案提出

一、昨三十日、委員長から提出した議案は次のと
おり。
（略）

お茶の振興に関する法律案（農林水産委員長提

(議案付託)

一、去る二十九日、委員会に付託された議案は次

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一九号) 国土交通委員会付託

一、去る二十九日、参議院に送付した本院提出案

は次のとおりである。

一部を改正する法律案

国民生活等の改善を図るための税制特別措置法等の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年

一部を改正する法律案

日衆議院会議録第十三号 議長の報告

北村	中野渡詔子君	高木	毅君	西村	久嗣君	
柿澤	未途君	水野	実君	江田	憲司君	
、議長において、次のとおり常任委 員会に付託する。	河井	智彦君	森岡洋一郎君	高松	和夫君	
許可し、その補欠を指名した。	河井	克行君	石田	三示君	棚橋	
任	熊谷	貞俊君	赤澤	亮正君	柳本	
	野木	実君	伊東	良孝君	高松	
補欠	水野	智彦君	豊田潤多郎君	水野	智彦君	
	河井	克行君	熊谷	貞俊君	森岡洋一郎君	
任	河井	克行君	河井	克行君	伊東	
	河井	克行君	河井	克行君	赤澤	
補欠	河井	克行君	河井	克行君	伊東	
	河井	克行君	河井	克行君	小原	
任	大泉ひろこ君	河井	克行君	河井	克行君	小原
	阪口	直人君	河井	克行君	玉置	公良君
補欠	道休誠一郎君	河井	克行君	河井	克行君	玉置
	金田	勝年君	河井	克行君	小原	舞君

河井	克行君	小林	正枝君	後藤	茂男君
玉置	公良君	小室	寿明君	後藤	祐一君
小室	寿明君	小原	舞君	道休誠一郎君	打越あかし君
小原	舞君	後藤	祐一君	大泉ひろこ君	打越あかし君
北村	茂男君	北村	茂男君	阪口	直人君
橋	慶一郎君	橋	慶一郎君	河井	克行君
				金田	勝年君
文部科学委員	石井登志郎君	松岡	広隆君		
農林水産委員	河村 建夫君	長島	忠美君		
辞任	永岡 桂子君	北村 茂男君			
辞任	古屋 圭司君	古川 稔久君			
辞任	松岡 広隆君	高井 崇志君			
辞任	高井 崇志君	竹田 光明君			
辞任	竹田 光明君	石井登志郎君			
辞任	北村 茂男君	永岡 桂子君			
辞任	長島 忠美君	古屋 圭司君			
辞任	古川 稔久君	河村 建夫君			
辞任	石原洋三郎君	山口 和之君			
辞任	松木けんこう君	皆吉 稲生君			
伊東 良孝君	道休誠一郎君	坂本 哲志君			

岸本 周平君 中野渡詔子君 斎藤やすのり君 橋本 清仁君 糸川 正晃君

高邑 勉君 石関 貴史君 向山 好一君 金子 恭之君

渡辺 義彦君 長島 忠美君 平井たくや君 三ツ矢憲生君

長尾 敬君

（議案提出）

一、昨三十日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

一、お茶の振興に関する法律案（農林水産委員長提出）

（内閣提出第一九号） 國土交通委員会 付託

（議案送付）

一、去る二十九日、參議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案

（内閣提出第一九号） 國土交通委員会 付託

（議案送付）

一、去る二十九日、參議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための平成二十一年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十九日、參議院に送付した内閣提出案

となつた旨参議院に通知した

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法

平成二十三年度特別会計予算

内閣府設置法の一部を改正する法律案

、去る二十九日、參議院送付の次の内閣提出案

、去る二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領し

案（第百七十六回国会内閣提出、參議院繼續審
展覽会における美術品損害の補償に関する法律

平成二十三年度一般会計予算

、去る二十九日、参議院送付の次の内閣提出案

平成二十三年度政府関係機関予算

た。

次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領し

省各所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百三十四号開示出、令議院議長記付)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

平成二十年度特別会計予算總則第七条第一項の

卷之三

卷之三

去る二十九日、参議院から返付された次の内

平成二十一年度決算調整資金からの歳入組入れに

平成二十三年度特別会計予算

回徵案義

(議案通知)

は委員会において審議を許可した。

次の内閣提出案は憲法第二条第二項の規定により本院の議決が国会の議決

森林法の一部を改正する法律(高市早苗君外十六名提出、第二百二十六回国会衆議院第一六号)

四 その他必要な事項

第七条の二第三項中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

第八条第一項中「施業し」を「森林の施業及び保護を実施し」に改める。

第十条の五第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

第十条の五第二項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

第十条の五第二項第十一号及び第十二号を削り、同条第八項中「森林施業計画」を「森林經營計画」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「について」の下に「必要に応じ」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 市町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森林及び林業に関する学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

第十条の五中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 市町村森林整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

第十条の九に次の二項を加える。
一 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

二 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

三 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

四 その他森林の整備のために必要な事項

第十条の六第四項中「前条第五項から第八項まで」を「前条第六項から第十項まで」に改める。

九 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

第十条の五第二項第十一号を削り、第六号を第五号中「第一百八十八条第二項」を「第一百八十八条第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に、「森林經營計画」を用するに改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第十条の十一の四第一項(第十条の十一の六第二項において読み替えて準用する場合を含む)の裁定(第十条の十一の二第二項第一号の契約の締結に関するものを除く。)に基づく

いて伐採をする場合

第十条の八第二項中「前項第八号」を「前項第九号」に改める。

第十条の九に次の二項を加える。

4 市町村の長は、前条第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

5 市町村の長は、前条第一項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知する等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに當該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

6 市町村の長は、前条第一項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知する等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに當該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

7 市町村の長は、前条第一項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知する等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに當該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

8 市町村の長は、前条第一項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知する等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに當該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

9 市町村の長は、前条第一項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知する等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに當該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

10 市町村の長は、前条第一項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知する等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに當該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

11 市町村の長は、前条第一項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知する等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに當該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

12 市町村の長は、前条第一項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知する等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに當該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

13 市町村の長は、前条第一項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知する等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに當該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

14 市町村の長は、前条第一項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知する等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに當該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

15 市町村の長は、前条第一項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知する等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに當該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

16 市町村の長は、前条第一項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知する等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに當該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

17 市町村の長は、前条第一項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知する等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに當該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

18 市町村の長は、前条第一項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知する等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに當該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

り、要間伐森林について市町村森林整備計画において定められている当該要間伐森林に係る間伐又は保育の方法及び時期に関する事項に従つて間伐又は保育を実施すべき旨を期限を定めて勧告し

た」を「による勧告をした」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村の長は、間伐又は保育が適正に実施されていらない森林であつてこれらを早急に実施する必要のあるもの(以下「要間伐森林」という。)

3 市町村の長は、前項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

4 市町村の長は、前項の規定による通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について當該間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

て」を「全て」に改め、同条を第十条の十一の十二とする。

第十条の十一の十第一項中「第十条の十一の八

第一項」を「第十条の十一の九第一項」に改め、同

条を第十条の十一の十一とし、第十条の十一の九

を第十条の十一の十とし、第十条の十一の八を第

十条の十一の九とする。

第十条の十一の七の見出しを「分収育林契約等

の解除」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第十条の十一の五第四項の規定により締結さ

れたものとみなされた契約に係る森林所有者

は、当該契約により特定所有権及び特定使用権

を取得した者が当該特定所有権に係る立木の全

部又は一部の間伐を実施しないで第十条の十一

の四第四項第四号に規定する立木の伐採の時期

を経過したときは、都道府県知事の承認を受け

て、当該契約の解除をすることができる。

第十条の十一の七を第十条の十一の八とする。

第十条の十一の六に見出しとして「利用権の地

代の額等の増減の訴え等」を付し、同条第一項中「第十条の十一の四第一項」の下に「前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。」を加え、同項に次の二号を加える。

四 第十条の十一の四第四項第二号に規定する
取得の対価の額

五 前条第二項において読み替えて準用する第
十条の十一の四第四項第三号に規定する補償
金の額

第十条の十一の六第二項中「第十条の十一の二」

を「第十条の十一の二第一項若しくは前条第一項」

に改め、同条第三項中「第十条の十一の四第一項」

の下に「(前条第二項において読み替えて準用する

場合を含む。)」を加え、同項に次の二号を加える。

ただし、前条第二項において読み替えて準用す

る第十条の十一の四第一項の裁定を受けた者

がその裁定に係る要間伐森林の森林所有者を確

知することができないことにより第一項の訴え

を提起することができない場合は、この限りで

ない。

第十条の十一の六を第十条の十一の七とし、第

十条の十一の五の次に次の二号を加える。

(森林所有者を確知することができない場合に
おける要間伐森林の間伐)

第十条の十一の六 市町村の長が第百八十九条の

規定により第十条の十第二項の規定による要間

伐森林の森林所有者に対する通知の内容を揭示

した場合において、その掲示に係る要間伐森林

についての特定所有権及び特定使用権を取得し

ようとする者で当該市町村の長の指定を受けた

ものは、第一百八十九条の規定によりその通知が

当該森林所有者に到達したものとみなされた日

から六月以内に、都道府県知事に対し、農林水

産省令で定めるところにより、当該特定所有権

及び特定使用権の取得に関し裁定を申請するこ

とができる。

2 第十条の十一の四第一項、第四項及び第五項

の規定は、前項の裁定について準用する。この

場合において、同条第一項中「契約を締結すべ

き」とあるのは「特定所有権及び特定使用権を取

得すべき」と、同項第一号中「前条第一項の意見

書の内容その他の諸事情」とあるのは「当該要間

伐森林に関する諸事情」と、同条第四項第三号

中「対価の額」とあるのは「対価の額に相当する

補償金の額」と、同条第五項第二号中「規定する

額」とあるのは「規定する補償金の額」と読み替

えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において読み替えて準

用する第十条の十一の四第一項の裁定をしたと

きは、農林水産省令で定めるところにより、遲

滞なく、その旨をその裁定の申請をした者に通

知するとともに、これを公告しなければならな

い。その裁定についての異議申立てに対する決

定によつてその裁定の内容が変更されたとき

も、同様とする。

4 第二項において読み替えて準用する第十条の

十一の四第一項の裁定について前項の規定によ

る公告があつたときは、その裁定の定めるところ

により、その裁定の申請をした者は、当該要

間伐森林についての特定所有権及び特定使用権

を取得する。

5 第一項の裁定の申請をした者は、その裁定に
おいて定められた補償金の支払の時期までに、
その補償金を当該要間伐森林の森林所有者のた
めに供託しなければならない。

6 前項の規定による補償金の供託は、当該要間
伐森林の所在地の供託所にするものとする。

第十条の十二中「達成」を「作成及びその達成」に
改め、「ときは、」の下に「都道府県知事又は」を加
える。

第十条の十三第二項中「(同法第二条第二項に規
定する分収育林契約をいう。)」を削る。

「第三節 森林施業計画」を「第三節 森林經營
計画」に改める。

第十条の見出しを「(森林經營計画)」に改め、
同条第一項中「森林所有者等は、単独で又は共同

して、」を「森林所有者又は森林所有者から森林の
経営の委託を受けた者は、自らが森林の經營を行

う森林であつて、」に、「森林につき」を「ものにつ
き、単独で又は共同して」に、「森林施業計画を」
を「森林の經營に関する計画(以下「森林經營計画」
といふ。)」に、「当該森林施業計画」を「当該森林
經營計画」に改め、同条第二項中「森林施業計画」
を「森林經營計画」に改め、同項第一号中「森林施
業の実施」を「森林の經營」に改め、同項中第七号
を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 森林病害虫の駆除及び予防の方法、火災の
予防の方法その他の森林の保護に関する事項

第十一条第四項中「森林施業計画の内容」を「森
林經營計画の内容」に、「すべて」を「全て」に、「森

林施業計画が」を「森林經營計画が」に改め、同項
第一号及び第四号中「森林施業計画」を「森林經營

官報(号外)

第三十九条の六中「第十条の十第一項」の下に
「及び第二項」を加える。

第四十九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、あらかじめ通知することが困難であ

るときは、この限りでない。

第五十条第二項中「意見を聞かなければ」を「出頭を求めて、農林水産省令で定めるところにより、公開による意見の聴取を行わなければ」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項

とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知するとともにこれを公示しなければならぬ。

4 第二項の意見の聴取に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えないなければならない。

第五十八条第五項中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に、「附加増置した」を「付加し若しくは増置した」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十九条第一項中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に改める。

四 第十条の十二の規定による市町村の求めに応じて行う協力のうち専門的な技術及び知識

を必要とする事項に係るものを行うこと。

第一百八十八条第五項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、「当該職員の」を削り、同項を同条

第六項とし、同条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第

三項中「前項」を「前二項」に、「立ち入つて測量、実地調査、標識建設又は立木竹の伐採をする当該職員」を「立ち入ろうとする者」に、「証票」を「証明書」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「測量若しくは実地調査をさせ」を削り、「測量」を「前項の測量若しくは」に改め、同項を同条

第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条まで及び附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

(全国森林計画に関する経過措置)
第二条 農林水産大臣は、平成二十三年九月三十日までに、この法律による改正後の森林法(以下「新法」という。)第四条の規定の例により、前条ただし書に規定する規定の施行の際現にこの法律による改正前の森林法(以下「旧法」といいう。)第四条の規定によりたてられている全国森林計画を変更しなければならない。この場合において、当該全国森林計画の変更は、平成二十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

(国有林の森林計画に関する経過措置)
第四条 森林管理局長は、平成二十三年十一月三十一日までに、新法第七条の二の規定の例により、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧法第七条の二の規定によりたてられている森林計画(平成十九年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。)を変更しなければならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成二十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

第三条 都道府県知事は、平成二十三年十二月三

条第二号中「第十条の九第三項」の下に「又は第四項」を加える。

第二百八条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百九条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

(附則)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日をその効力を生ずるものとする。

第二条 都道府県知事は、平成二十四年四月一日をその計画期間の始期とする地域森林計画をたてる場合には、旧法第五条及び第六条の規定にかかるわらず、新法第五条及び第六条の規定の例によるものとする。

第三条 前二項の規定により変更され、又はたてられた地域森林計画は、新法第五条及び第六条の規定により変更され、又はたてられた地域森林計画とみなす。

(地域森林計画に関する経過措置)
第四条 森林管理局長は、平成二十三年十一月三十一日までに、新法第七条の二の規定の例により、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧法第七条の二の規定によりたてられ

ている森林計画(平成十九年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。)を変更しなければならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成二十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

第五条 都道府県知事は、平成二十三年十二月三

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができることに、「森林の経営の受託又は委託に必要な情報のに森林の経営計画」を「森林施業計画」に改め、同条第二項中「市町村は」の下に「森林の経営の受託又は委託に必要な情報のに森林の経営計画」とみなす。

2 前項の規定により変更された全国森林計画は、新法第四条の規定により変更された全国森林計画とみなす。

(地域森林計画に関する経過措置)
第三条 都道府県知事は、平成二十三年十二月三

2 森林管理局長は、平成二十四年四月一日をそ

の計画期間の始期とする森林計画をたてる場合には、旧法第七条の二の規定にかかわらず、新

法第七条の二の規定の例によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はたてられれた森林計画は、新法第七条の二の規定により変

更され、又はたてられた森林計画とみなす。

(市町村森林整備計画に関する経過措置)

第五条 市町村は、平成二十四年三月三十一日ま

で、新法第十条の五及び第十条の六の規定の例により、附則第一条ただし書に規定する規定

の施行の際に旧法第十条の五の規定によりた

てられている市町村森林整備計画(平成十九年

四月一日をその計画期間の始期とするものを除

く)を変更しなければならない。この場合にお

いて、当該市町村森林整備計画の変更は、平成

二十四年四月一日にその効力を生ずるものとす

る。

2 市町村は、平成二十四年四月一日をその計画

期間の始期とする市町村森林整備計画をたてる

場合には、旧法第十条の五の規定にかかわら

ず、新法第十条の五の規定の例によるものとす

る。

3 前二項の規定により変更され、又はたてられ

れた市町村森林整備計画は、新法第十条の五及び

第十条の六の規定により変更され、又はたてら

れた市町村森林整備計画とみなす。

(伐採後の造林の命令に関する経過措置)

第六条 新法第十条の九第四項の規定は、この法

律の施行後に新法第十条の八第一項の規定に違

反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者について適用する。

(要問伐森林に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に期限を定めていた旧

法第十条の十第一項の規定による勧告(旧法第

十条の五第二項第五号に規定する要問伐森林に

ついて市町村森林整備計画において定められて

いる当該要問伐森林に係る問伐又は保育の方法

及び時期に関する事項に従つて問伐又は保育を

実施すべき旨のものに限る。)は、新法第十条の

十第三項の規定によりされた勧告とみなす。

(森林施業計画に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に旧法第十一条第四項

(旧法第十二条第三項において読み替えて準用

する場合を含む。)の認定を受けた森林施業計画

において定められている森林施業の実施につい

ては、なお從前の例による。

(使用権設定に関する認可に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした旧法第五十条第

二項「森林施業計画」を「森林經營計画」に改める。

第二項の規定によりされた意見の聽取とみな

す。

(政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法

の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

る。

第六条の見出しを「(森林經營計画の変更等)」に改め、同条第一項中「第十一条第四項」を「第

十二条第五項」に、「森林施業計画」を「森林經營

計画」に改め、同条第三項中「森林施業計画」を

「森林經營計画」に、「第十二条第四項各号」を

「第十二条第五項各号」に、「すべて」を「全て」に

し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(森林組合法の一部改正)

第十二条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十

六号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第十号及び第一百一条第一項第十

二号中「森林施業計画」を「森林經營計画」に改め

る。

(林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正)

第十三条 林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四

年法律第五十一号)の一部を次のように改正す

る。

第五条第二項及び第六条第一項第一号中「第

二項「森林經營計画」を「第十二条第五項」に、「森林經營

計画」を「森林經營計画」に改める。

第二項の規定によりされた意見の聽取とみな

す。

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 森林の保健機能の増進に関する特別措

置法(平成元年法律第七十一号)の一部を次のよ

うに改正する。

第六条の見出しを「(森林經營計画の変更等)」に改め、同条第一項中「第十二条第五項」を「第

十三条第五項」に、「森林經營計画」を「森林經營

計画」に改め、同条第三項中「森林經營計画」を

「森林經營計画」に、「第十三条第四項」を「第

十四条第五項」に改め、同条第二項中「森林經營

計画」に改め、同条第三項中「森林經營計画」を「森林經營

計画」に改め、同条第二項中「森林經營計画」を「森林經營

官 (号外)

理由

最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、森林の有する公益的機能を十全に發揮させるため、森林所有者等が作成する計画について認定要件を追加するとともに、早急に間伐等を実施する必要のある森林の整備を図るために措置の充実、森林施業に必要な路網を設置する際の他の人の土地への使用权の設定手続の見直し等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森林法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 議案の目的及び要旨

本案は、森林の有する公益的機能を十全に發揮させるため、森林所有者のいかんを問わず、また、森林所有者が不明の場合にも間伐や伐採後の再造林を確保するとともに、関係者の自発的な取組の下で持続的な森林経営を確立するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 森林計制度の見直し

全国森林計画、地域森林計画、国有林の地域別の森林計画及び市町村森林整備計画の計画事項に、森林の保護に関する事項等を追加するとともに、市町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森林及び林業に関し学識経験を有する者の意見を聽か

なければならないものとする等の見直しを行うこと。

2 伐採後の造林の命令の拡充

市町村長は、届出をせずに立木を伐採した者が伐採後の造林をしておらず、災害を発生させるおそれ等があると認められるときは、新たに伐採後の造林をすべき旨を命ずることができるものとすること。

3 要問伐森林制度の見直し

間伐等が適正に実施されていない森林であつてこれを早急に実施する必要のあるもの(要問伐森林)がある場合に、森林所有者が不明であつても、都道府県知事の裁定により施業代行者が間伐を行うことができるようすに明る等の制度の拡充を行うこと。

4 森林施業計画の見直し

現行の森林施業計画について、計画の作成主体を森林所有者のほか、森林経営の委託を受けた者とすること、計画事項に森林の保護に関する事項を追加すること、計画の認定要件に路網の整備状況等に照らして計画内容を適正かつ確実に実施できると認められることを追加すること等の見直しを行うとともに、計画の名称を森林經營計画とする。

5 土地の使用権の設定に関する協議の認可等

森林施業に必要な路網の設置等に際し、他の土地に使用権を設定する手続について、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等

により、土地の所有者等が不明の場合にも対応できるよう改善を行ふこと。

6 施行期日

この法律は、平成二十四年四月一日から施行するものとすること。ただし、全国森林計画、地域森林計画、国有林の地域別の森林計画及び市町村森林整備計画に係る経過措置の規定は、公布の日から施行するものとすること。

二 議案の修正議決理由

本案は、森林の有する公益的機能を十全に發揮させるための措置として、おおむね妥当なものと認めるが、森林の土地の所有者となつた旨

の届出、森林所有者等に関する情報の利用等、伐採の中止命令、国及び地方公共団体が講ずる措置に関する規定を追加すること等の修正を行うことが適當と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十三年三月三十日

農林水産委員長 山田 正彦

〔別紙〕

(小字及び
は修正)

○○、「第一百三十三条」を「第二百四十四条」に改める。

第十条の七中「施業する」を「森林の施業及び保護を実施する」に改める。
(同条の次に次の二条を加える)

森林の土地の所有者となつた旨の届出等)

第十条の七の二 地域森林計画の対象となつている民有林について、新たに当該森林の上地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならぬ。ただし、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二百三十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第二百五十三条若しくは第二百五十五条の規定により指定された保安林又は第四十一条の規定により指定された保育施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

3 第十条の九に次の二項を加える。

4 市町村の長は、前条第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が○引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当するとき、○伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き認められる場合又はその者が伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、○伐採の中止をすること又は○伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適當であると認めるときは、その者に対し、○当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

一 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

二 伐採前の森林が有していた水害の防止の機

能に依存する地域における水害を発生させる
おそれがあること。

三 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機
能に依存する地域における水の確保に著しい
支障を及ぼすおそれがあること。

四 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を
著しく悪化させるおそれがあること。

第三十九条の六中「第十条の十第一項」の下に
「及び第二項」を加える。

第四十条の見出しを「保安林に係る権限の適切な行使」に改
め、同条中「農林水産大臣」を「前項に定めるもののほか、農林水
産大臣」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を同条第二項と
し、同条第一項として次の二項を加える。

農林水産大臣及び都道府県知事は、第二十五条第一項各号に
掲げる目的が十分に達成されるよう、同条及び第二十五条の二
の規定による保安林の指定に係る権限を適切に行使するものと
する。

第一百九十二条第一項中「森林施業計画」を「森林
経営計画」に改め、同条第二項中「市町村は」の
下に「、森林の経営の受託又は委託に必要な情
報の提供、助言又はあつせんを行うとともに」を
加え、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め
る。 (森林所有者等に関する情報の利用等)

第一百九十三条の二 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の
施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他
の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たつて特定され
た利用の目的以外の目的のために内部で利用することができ
る。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要
があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対し
て、森林所有者等の把握に関する必要な情報の提供を求めるこ
と

ができる。
(森林の土地の境界の確定のための措置)

第一百九十三条の三 国は、森林の施業が適切に行われるためには
森林の土地の境界の確定が重要であることに鑑み、全国の森林
の土地について地籍調査の実施の一層の促進を図る等その境界
の確定が速やかに行われるよう必要な措置を講ずるよう努める
ものとする。

(森林に関するデータベースの整備等)

第一百九十三条の四 国及び地方公共団体は、森林の施業が適切に
行われるために森林に関する正確な情報の把握が重要である
ことに鑑み、森林に関するデータベースの整備その他森林に關
する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努め
るものとする。

(施業の集約化等の事業の推進)

第一百九十三条の五 国及び地方公共団体は、効率的な森林の経営
を可能とするためには森林の施業の集約化等の事業の推進が重
要であることとに鑑み、これらの事業を担うことができる森林組
合等の主体の育成、当該事業への支援その他の必要な措置を講
ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の事業を実施するために必要な
専門的知識及び能力を有する者並びに当該事業を地域一体とな
つて行うに当たつて指導的な役割を担う者を養成するために必
要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体が行う保安林等の買入れに係る財政上の措置)

第一百九十三条の六 国は、地方公共団体が保安林その他森林の有
する公益的機能を維持することが特に必要であると認められる
森林の買入れを行うことができるよう、第四十六条第二項の規
定による補助その他の必要な財政上の措置を講ずるものとす
る。

1 第十条の八第一項第五号の改正規定(第一百八十八条第一
項)を「第一百八十八条第三項」に改める部分に限る。)、第三十
四条第一項第六号及び第二項第三号の改正規定、第四十条の
改正規定、第一百八十八条の改正規定並びに第一百九十二条の次
に五条を加える改正規定並びに次条から附則第五条まで及び
附則第十条の規定は、当該各号に定める日から施行す
る。

2 第十条の八第一項第五号の改正規定(第一百八十八条第一
項)を「第一百八十八条第三項」に改める部分に限る。)、第三十
四条第一項第六号及び第二項第三号の改正規定、第四十条の
改正規定、第一百八十八条の改正規定並びに第一百九十二条の次
に五条を加える改正規定並びに次条から附則第五条まで及び
附則第十条の規定は、当該各号に定める日から施行す
る。

1 第十条の八第一項第五号の改正規定(第一百八十八条第一
項)を「第一百八十八条第三項」に改める部分に限る。)、第三十
四条第一項第六号及び第二項第三号の改正規定、第四十条の
改正規定、第一百八十八条の改正規定並びに第一百九十二条の次
に五条を加える改正規定並びに次条から附則第五条まで及び
附則第十条の規定は、当該各号に定める日から施行す
る。

2 第十条の八第一項第五号の改正規定、第五十八条
の改正規定及び第五十九条の改正規定並びに附則第九条の規
定による補助その他の必要な財政上の措置を講ずるものとす
る。

(全国森林計画に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、平成二十三年九月三十
日までに、この法律による改正後の森林法(以
下「新法」という。)第四条の規定の例により、前
条^{第2号に掲げる}ただし書に規定する規定の施行の際現にこ
の法律による改正前の森林法(以下「旧法」とい
う。)第四条の規定によりたてられている全国森

林計画を変更しなければならない。この場合に
おいて、当該全国森林計画の変更は、平成二十
四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 前項の規定により変更された全国森林計画
は、新法第四条の規定により変更された全国森
林計画とみなす。

(地域森林計画に関する経過措置)

第三条 都道府県知事は、平成二十三年十二月三
十一日までに、新法第五条及び第六条の規定の
例により、附則第一条^{第2号に掲げる}ただし書に規定する規定
の施行の際に旧法第五条の規定によりたてら
れている地域森林計画(平成十九年四月一日を
その計画期間の始期とするものを除く。)を変更
しなければならない。この場合において、当該
地域森林計画の変更は、平成二十四年四月一日をそ
の効力を生ずるものとする。

2 都道府県知事は、平成二十四年四月一日をそ
の計画期間の始期とする地域森林計画をたてる
場合には、旧法第五条及び第六条の規定にかか
わらず、新法第五条及び第六条の規定の例によ
るものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はたてられ
た地域森林計画は、新法第五条及び第六条の規
定により変更され、又はたてられた地域森林計
画とみなす。

(国有林の森林計画に関する経過措置)

第四条 森林管理局長は、平成二十三年十二月三
十一日までに、新法第五条及び第六条の規定の
例により、附則第一条^{第2号に掲げる}ただし書に規定する規定
の施行の際に旧法第五条の規定によりたてら
れている事務(第二十五条第一項第一号から第三号まで
とされている事務)第二十五条第一項第一号に規定する事務^{第2号に掲げる}及び第三号に規定する事務^{第2号に掲げる}のうち、
設地区の区域内の森林に関するものに限る。)

十一日まで、新法第七条の二の規定の例により、附則第一条(第一号に掲げる書に規定する規定の施行の際現に旧法第七条の二の規定によりたてられている森林計画(平成十九年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。)を変更しなければならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成二十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 森林管理局長は、平成二十四年四月一日をその計画期間の始期とする森林計画をたてる場合には、旧法第七条の二の規定にかかわらず、新法第七条の二の規定によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はたてられた市町村森林整備計画は、新法第十条の五及び第十条の六の規定により変更され、又はたてられた市町村森林整備計画とみなす。

(○伐採の中止及び造林の命令に関する経過措置)

(市町村森林整備計画に関する経過措置)

第五条 市町村は、平成二十四年三月三十一日まで、新法第十条の五及び第十条の六の規定により、附則第一条(第一号に掲げる書に規定する規定の施行の際現に旧法第十条の五の規定によりたてられている市町村森林整備計画(平成十九年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。)を変更しなければならない。この場合において、当該市町村森林整備計画の変更は、平成二十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 市町村は、平成二十四年四月一日をその計画

期間の始期とする市町村森林整備計画をたてる場合には、旧法第十条の五の規定にかかわらず、新法第十条の五の規定の例によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はたてられた市町村森林整備計画とみなす。

(森林組合法の一部改正)

第十二条 (略)

(林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正)

第十三条 (略)

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 (略)

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正)

第十五条 (略)

(別紙)

森林法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

未曾有の東日本大震災により、森林・林業・木材産業においても例のない甚大な被害を受けている。一日も早い復興のために全力を尽くすべきである。

二 林産物の流通・消費に無用の混乱が生じないよう適切な対応に努めること。

三 行政による立入調査の主体の拡大や土地の使用権の設定に関する協議の認可等、本法改正の趣旨を十分に踏まえ、震災の復旧に努めるこ

と。

四 保安林等の機能を保全するため、地方公共団体が森林所有者等に関する情報を円滑に把握・利用することができるよう、関係省庁は連携して必要な協力をすること。

五 無届伐採に対する中止・造林命令や所有者不明森林における路網整備・間伐等の施業代行の制度を活用し適正な森林施業が行われるよう、当該制度の趣旨及び手続について地方公共団体を含めて現場に十分浸透させること。また、制

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

第十条の七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

務第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)

第十条の七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

務第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。)

度の適切な運用に努めること。

六 木材自給率五十%以上の目標達成に向け、路網整備や造林・間伐等の促進、森林施業の集約化、木材の安定供給や利用拡大等の施策が確実に行われるよう、森林・林業基本計画及び全国森林計画を見直すこと。また、これらの施策の推進に必要な財政上の措置を講じること。

七 森林・林業の再生を通じた山村振興や地域経済の活性化を推進するため、森林組合をはじめ、地域の林業事業体や林業の担い手を将来にわたって確保できるよう人材の育成に努めること。その際、国有林の組織や技術、ファイールドの活用により、民有林への指導・サポートや連携等による地域貢献ができるよう、国有林野事業及び組織の在り方について一般会計への移行も含め検討すること。

八 地球温暖化防止のための森林吸収源対策、木材や木質バイオマスの利用拡大を着実に推進するため、環境税の使途にこれらの対策を明確に位置付け、必要な安定財源を確保すること。

九 施業集約化による林業経営の継続を確保する観点から、平成二十三年度税制改正大綱及び本法改正の趣旨を踏まえ、平成二十四年度税制において山林相続税・贈与税の納税猶予措置を講じること。

右決議する。

お茶の振興に関する法律案

右の議案を提出する。

平成二十三年三月三十日

提出者

農林水産委員長 山田 正彦

(目的)

第一条 この法律は、お茶に関する伝統と文化があるものとする。

一 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

二 お茶の需要の長期見通しに即した生産量その他の茶業の振興の目標に関する事項

三 茶業の振興のための施策に関する事項

四 お茶の文化の振興のための施策に関する事項

(目的)

中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図るために、茶農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お

3 農林水産大臣は、基本方針を定めるに当たつてお茶の需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、茶業を行う者が組織する団体(以下「茶業団体」という。)その他

の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、お茶の需給事情、農業事情

その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本方針)

第二条 農林水産大臣は、お茶の生産、加工又は販売の事業(以下「茶業」という。)及びお茶の文化の振興に関する基本方針(以下「基本方針」と

いう。)を定めるものとする。

第三条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道

府県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画(以下「振興計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、振興計画を定めるに当たつてお茶の需給事情を把握するため必要があると認めるとときは、茶業団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができ

る。

3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 農林水産大臣は、お茶の生産者の経営の安定を図るため、茶園に係る農業生産の基盤の整備、茶樹の改植(茶樹を除去した後、苗木を植栽することをいう。)の支援、災害の予防の推進その他必要な施策を講ずるよう努める。

6 農林水産大臣は、お茶の加工及び流通の高度化

第五条 国及び地方公共団体は、お茶の加工及び流通の高度化を図るため、お茶の生産者による農業と製造業、小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り地域資源を活用した新たな事業者との連携による事業活動に係る取組及びお茶の加工の事業を行う者(以下「加工事業者」という。)による加工施設の整備に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(品質の向上の促進)

第六条 国及び地方公共団体は、お茶の品質の向上を促進するため、お茶の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、お茶の生産者及び加工事業者による品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(消費の拡大)

第七条 国及び地方公共団体は、お茶の消費の拡大を図るために、お茶の新用途への利用に関する情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(輸出の促進)

第八条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等がお茶の需要の増進に資することに鑑み、お茶の輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(お茶の文化の振興)

第九条 国及び地方公共団体は、お茶の文化の振興を図るために、お茶の伝統に関する知識等の普及及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十一条 国及び地方公共団体は、茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(国の援助)

第十一條 国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

2 国及び地方公共団体は、お茶を活用した食育の推進がお茶の消費の拡大に資することに鑑み、児童に対するお茶の普及活動への支援その他お茶を活用した食育の推進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(輸出の促進)

第八条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等がお茶の需要の増進に資することに鑑み、お茶の輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(お茶の文化の振興)

第九条 国及び地方公共団体は、お茶の文化の振興を図るために、お茶の伝統に関する知識等の普及及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域

並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、

協定第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、

この協定を締結することとした。これが、この協定を締結することとした。これが、

国会に提出する。

平成二十三年二月一日

内閣総理大臣 普 直人

右

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、

この協定を締結することとした。これが、

協力及び安全保障条約等に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動を確保するた

め、平成二十三年一月二十一日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメ

リカ合衆国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、

この協定を締結することとした。これが、

（）

(号外)

官報

<p>安全の維持に寄与していることを確認し、合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関のために労務に服する労働者で日本国が雇用するもの(以下「労働者」という。)の安定的な雇用を維持し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、これまで講じられてきた諸措置、特に、二千八年一月二十五日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件及び同報告書</p>	<p>(b) 地域手当、解雇手当、扶養手当、隔離地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当(人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む。)、人員整理退職手当、人員整理按分手当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、夜間勤務手当、住居手当、単身赴任手当、広域異動手当、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に対して認められる日給</p>	<p>(c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労手当、出勤手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当</p>	<p>日本国は、二千十一年から二千十五年までの日本国の会計年度において、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>(a) 公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道。</p>
---	---	---	---

官 報 (号外)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するために、アメリカ合衆国政府と協議しつつ、検討を行つてきた。その結果、最終的合意に達したので、平成二十三年一月二十一日に東京において、本協定の署名が行われた。

本協定の主な内容は次のとおりである。

1 我が国は、二千十一年から二千十五年までの日本国の会計年度において、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払に要する経費並びに合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること。

2 我が国は、日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部

若しくは一部を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合又は日本国政府が適当と判断して行う日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部若しくは一部をアメリカ合衆国の施政の下にあら領域におけるアメリカ合衆国軍隊の訓練のための場所を使用するよう変更する場合に是、その変更に伴つて追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担すること。

3 アメリカ合衆国は、前記二種類の経費の節約に一層努めること。

4 我が国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報すること。

5 日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。

なお、本協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、二千十六年三月三十一日まで効力を有することになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動の確保に資す

るものと考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費については、平成二十三年度一般会計予算防衛省所管に、約千四百四億円が計上されている。

右報告する。

平成二十三年三月三十日

衆議院議長 横路 孝弘殿

外務委員長 小平 忠正

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右

内閣総理大臣 菅 直人

裁判所職員定員法の一部を改正する法律
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、七八二人」を「一、八二七人」に改める。

附 則

この法律は、平成二十三年四月一日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日から施行する。

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 判事の員数を四十五人増加すること。

2 この法律は、平成二十三年四月一日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日から施行すること。

三 本件に要する経費

平成二十三年度裁判所関係予算に、約一億九千六百五十万円が計上されている。

右報告する。

平成二十三年三月三十日

衆議院議長 横路 孝弘殿

法務委員長 奥田 建

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十三年一月四日

内閣総理大臣 菅 直人

内閣総理大臣 菅 直人

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する

第十条に次の一項を加える。
びに第二項に規定する学級の数は、第三条第三

項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

第十八条中「第六条及び第十条」を「第六条第一

項及び第十条第一項」に改める。

1 この法律は、平成二十三年四月一日から施行

する。ただし、第四条から第六条まで、第十条及び第十八条の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する上で義務教育水準の維持向上を図ることが重要であることに鑑み、公立の義務教育諸学校(公立義務教育諸学

校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法

律第二条第一項に規定する義務教育諸学校をい

う。)における教育の状況、国及び地方の財政の

状況その他の事情を勘案しつつ、これらの学校

の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、

公立の小学校の第二学年から第六学年まで及び

中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)に係る学級編制の標準を順次に改定することその他

の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措

置を講ずるものとする。

第十条に次の一項を加える。

2 第十一条第一項第一号、第二号及び第四号並

びに第二項に規定する学級の数は、第三条第三

項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

第十八条中「第六条及び第十条」を「第六条第一

項及び第十条第一項」に改める。

号までに規定する学級の数は、第三条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

2 第十一条第一項第一号、第二号及び第四号並

びに第二項に規定する学級の数は、第三条第三

項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

第十八条中「第六条及び第十条」を「第六条第一

項及び第十条第一項」に改める。

1 この法律は、平成二十三年四月一日から施行

する。ただし、第四条から第六条まで、第十条及び第十八条の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する上で義務教育水準の維持向上を図ることが重要であることに鑑み、公立の義務教育諸学校(公立義務教育諸学

校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法

律第二条第一項に規定する義務教育諸学校をい

う。)における教育の状況、国及び地方の財政の

状況その他の事情を勘案しつつ、これらの学校

の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、

公立の小学校の第二学年から第六学年まで及び

中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)に係

る学級編制の標準を順次に改定することその他

の措置を講ずることについて検討を行い、その

結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措

置を講ずるものとする。

第十条に次の一項を加える。

2 第十一条第一項第一号、第二号及び第四号並

びに第二項に規定する学級の数は、第三条第三

項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定した学級数に改めること。

第十八条中「第六条及び第十条」を「第六条第一

項及び第十条第一項」に改める。

1 この法律は、平成二十三年四月一日から施行

する。ただし、第四条から第六条まで、第十条及び第十八条の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後、豊かな人間性を

備えた創造的な人材を育成する上で義務教育水

準の維持向上を図ることが重要であることに鑑

み、公立の義務教育諸学校(公立義務教育諸学

校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法

律第二条第一項に規定する義務教育諸学校をい

う。)における教育の状況、国及び地方の財政の

状況その他の事情を勘案しつつ、これらの学校

の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、

公立の小学校の第二学年から第六学年まで及び

中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)に係

る学級編制の標準を順次に改定することその他

の措置を講ずることについて検討を行い、その

結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措

置を講ずるものとする。

第十条に次の一項を加える。

2 第十一条第一項第一号、第二号及び第四号並

びに第二項に規定する学級の数は、第三条第三

項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定した学級数に改めること。

4 施行期日等

(一) この法律は、平成二十三年四月一日から施行すること。ただし、2及び3に関する事項は、平成二十四年四月一日から施行すること。

(二) 政府は、この法律の施行後、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する上で義務教育水準の維持向上を図ることが重要であることに鑑み、公立の義務教育諸学校における教育の状況、国及び地方の財政の状況その他の事情を勘案しつつ、これらの学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に

関し、公立の小学校の第二学年から第六学年まで及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)に係る学級編制の標準を順次に改定することとその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。

二 議案の修正議決理由

公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校の第一学年に係る学級編制の標準を改めるとともに、市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しを行う等の措置を講ずる本案は、おおむね妥なものと認めるが、市町村教育委員会がその設置する義務教育諸学校の学級編制を行なうに當

たつて、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記すること等の修正を行うことを適當と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党から修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

この修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して高木文部科学大臣から、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十三年度一般会計予算に約八十七億円が計上されている。

右報告する。

平成二十三年三月三十日

文部科学委員長 田中眞紀子

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

(小字及び
は修正)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律○の一部を改正する法律

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数に関する法律の一部改正)

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「に従い」を「を標準として」に改め、「地方公共団体の教育委員会が」の下に「当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して」を加える。

第六条に次の二項を加える。

第六条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第八条第一号並びに第九条第一号から第三号までに規定する学級の数は、第三条第

二項の規定により算定するものとする。

学校に改め、「又は聴覚障害者である児童若しくは生徒に対する教育を主として行なう特別支援学校の小学部若しくは中学部」

を削り、「又は生徒」の下に「(障害のある児童又は生徒を除く。)」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われることその他当該学校において、障害のある児童又は生

徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるもの

は生徒の実態を考慮して」を加える。

平成二十三年三月三十一日 衆議院会議録第十三号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案及び同報告書 平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の減額特例に関する法律案

三〇〇

備えた創造的な人材を育成する上で義務教育水

準の維持向上を図ることが重要であることに鑑

み、公立の義務教育諸学校(公立義務教育諸学

校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法

律第二条第一項に規定する義務教育諸学校をい

う。(○以下同じ。)における教育の状況、国及び地方の財

政の状況その他の事情を勘案しつつ、これらの

学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関

し、公立の小学校の第二学年から第六学年まで

及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)

に係る学級編制の標準を順次に改定することそ

の他の措置を講ずることについて検討を行い、

その結果に基づいて法制上の措置その他の必要

な措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、これに必要な安

定した財源の確保に努めるものとする。

4 公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方については、この法律の施行後、この法律の施行

状況等を勘案し、教育上の諸課題に適切に対応するため、きめ細かな指導の・層の充実等を図る観点から、その全般に関し検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講じられるものとする。

(児童又は生徒の実態を考慮した学級編制を行う場合における教職員定数に関する特別の配慮)

5 第一条の規定による改正前又は改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第四条の規定により公立の義務教育諸学校を設置する地方公共団体の教育委員会が当該学校の学級編制を行うに当たり、障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が必要とする事情、小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導を必要とする事情、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定

数の特別措置を必要とする事情その他の当該学校の児童又は生

徒の実態を考慮して、第一条の規定による改正後の同法(以下「新標準法」という。)第三条第二項の規定により小学校の第一学

年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事

情がある場合においては、都道府県の教育委員会は、教職員の定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置)

6 平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災を受けた地域に所在する公立の義務教育諸学校(当該地震後に、被災した児童又は生徒が転学した公立の義務教育諸学校を含む。)において、被災した児童又は生徒が転学した公立の義務教育諸学校が所在する都道府県の教育委員会は、当該学校の教職員の定数に関し、当該

と、心身の健康の回復のため特別の指導を行うこと等が喫緊の課題になつてゐる事情に鑑み、国及び当該学校が所在する都道府県の教育委員会は、当該学校の教職員の定数に関し、当該

事情に迅速かつ的確に対応するため必要な特別の措置を講ずるものとする。

(平成二十三年度における義務教育費国庫負担法等の規定の適用)

7 附則第一項の規定によりこの法律の施行の日が公布の日とされた場合は、平成二十三年度においては、新標準法第三条第二項の規定が平成二十三年四月一日から適用されたものとみなして、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)その他の法令の規定を適用するものとする。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

3 8 (略)

三 義務教育費国庫負担金については、現場の要望を十分かつ確実に反映できるよう予算の確保に努めること。

四 平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域(被災した児童又は生徒が転学した地域を含む。)に対し、附則第六項に規定する教職員定数に係る特別の措置、被災した学校施設の復旧、児童生徒等への就学援助等、必要な支援を迅速に行うため、早急に補正予算等により対応すること。

五 被災した児童生徒及び教職員の心のケアのため、スクールカウンセラーの配置の充実等人の体制の整備に努めること。

六 全国の学校施設の耐震化の早急な促進が図られるよう万全を期すること。

(国会議員の歳費の月額の減額特例)

1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たって、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本制度の趣旨・内容について、関係者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な実施に向けて、最大限努力すること。

二 加配措置に係る定数に関しては、市町村、学校などの実態に即して、必要かつ十分な数の加配教員が配置できるよう予算の確保に努めること。

三 議員の歳費の月額の減額特例に関する法律案

平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の減額特例に関する法律案

提出者
議院運営委員長 川端 達夫

平成二十三年三月三十一日

右の議案を提出する。

第二条 議長、副議長及び議員の歳費の月額は、歳費法第一条及び国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三十五条の規定にかかわらず、歳費法第一条に規定する額からそれぞれ五十万円を減じて得た額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に
関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定
める。

附 則

この法律は、平成二十三年四月一日から施行
し、同年四月分から同年九月分までの歳費の月額
について適用する。

理 由

平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに
伴う津波等による災害によって、多数の人々が犠
牲になり、多数の被災者が多大の苦難を強いられ
今なお不自由な生活を余儀なくされている現状に
鑑み、多くの国民と共に被災者の苦難を分かち合
い、被災者の生活の早期の再建、被災地域の産業
の早期の復興その他の被災地域の復旧復興に資す
るため、国会議員の歳費の月額に関する減額の特
例を定める必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

官 報 (号 外)

平成二十三年三月三十一日 衆議院会議録第十三号

第一種郵便物認可日
明治二十五年三月三十日

発行所
〒一〇五-八四四二五丁目 東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
本体 一部 一一〇円